

栄区公告第 45 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地にない）ので、地方税法第20条の2及び横浜市市税条例第10条の規定により公示送達する。

送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年7月13日

横浜市栄区長 松永 朋美



送達を受けるべき者の氏名又は名称	別紙のとおり
送達する書類	令和8年度 市民税・県民税・森林環境税納税通知書（現年度当初分）
	令和7年度 市民税・県民税・森林環境税納税通知書（過年度変更分）
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。	

公示日：令和8年7月13日

地方税法 第13条に係る通知
もしくは地方税法 第13条に係る賦課決定等の通知

1 / 1 頁

公示日：令和8年7月13日

地方税法 第13条に係る通知
もしくは地方税法 第13条に係る賦課決定等の通知

[illegible]